

# 第1章 犯罪被害者等支援の基礎知識

## I 犯罪被害者等の抱える様々な問題

現在の社会では、犯罪の被害を受けた人、その家族、遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の抱える困難（苦しみ、つらい気持ちなど）について、十分に理解されているとはいえない状況があり、支援者の中にも、多くの無理解や誤解があります。

このような中で、犯罪被害者等の立場に立った適切で効果的な支援を進めていくためには、犯罪被害者等が実際にいかなる体験をし、どのような思いを抱き、何に苦悩しているかを知っておく必要があります。また、何に着目して支援するべきかを適切に判断するためにも、犯罪被害者等が直面する困難を知る必要があるのであります。

### （I）犯罪被害者等の置かれた状況

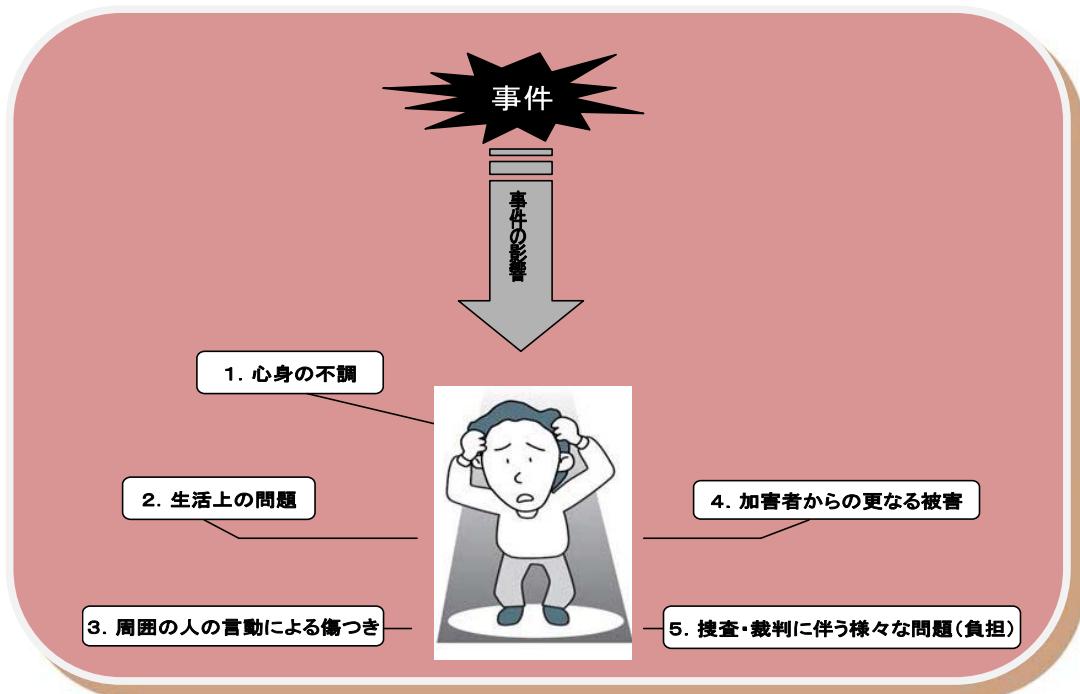
#### ① 直接的被害

犯罪被害者等は、犯罪等（犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為。以下同じ）により、生命を奪われる（家族を失う）、身体を傷つけられる、金銭など財産を奪われるといった生命、身体、財産上の直接的な被害を受けます。

そして、事件時の直接的な被害に加え、心にも大きな深い傷を受けます。この心の傷は、すぐに回復することは困難です。

#### ② 事件後に直面する状況

事件後に直面する困難な状況は、犯罪被害の種類や状況、犯罪被害者等の状況（ライフスタイル、性別、年齢、心身の状況、家族構成等）などによって様々です。



## (2) 具体的に困難な状況

多くの犯罪被害者等が、事件後は、生活環境の変化を感じ、つらい気持ちを抱えながら暮らしています。

### ① 心身の不調

#### [ 直後 ]

あまりに突然の予期できないことについては、人間は対処できません。体も心も頭も動かないものなのです。その場に立ちすくんでしまうような状況になります。

その結果、次のような反応が見られます。

- 信じられない、現実として受け止められない
- 感情や感覚が麻痺してしまうために恐怖や痛みをあまり感じない
- 頭の中が真っ白になる、何も考えられない、ぼうっとする
- 周りのことが目に入らない、注意集中できない
- 自分が自分でないような気持ちがする
- 現実感がない、夢の中のような感じがする
- 事件の時のことがよく思い出せない
- 様々な気持ち(恐怖、怒り、不安、自分を責める気持ち)がわいてくる
- 自分が弱い、何も対処できないという気持ちが強くなる
- 気持ちが落ち込んだり、沈み込んだりしてしまう
- 体の反応がある  
(どきどきする、冷や汗をかく、手足に力が入らない、手足が冷たい、過呼吸になる)

※ 周りの人からは、ぼうっとして見えたり、落ち着いていたりしているように見えるために、犯罪被害者等が混乱していることがよく理解されないこともあります。

#### [ 中長期 ]

被害直後のショックが落ち着いた後も、様々な症状や反応が出てくることがあります。

##### <精神的な不調の例>

- 気持ちがひどく動搖し、混乱していると感じる
- 気持ちや感覚が自分から切り離されたような状態になる
- 事件に関することが頭の中によみがえってくる
- 神経が興奮して落ち着かない

##### <身体的な不調の例>

- 眠れない
- 頭痛やめまい、頭が重い
- 吐き気、嘔吐、胃がむかむかする、食欲がない、下痢をする、便秘になる
- 身体がだるい、疲れやすい、微熱ができる
- お腹や身体のその他の部分が痛い
- 生理がない、月経周期の異常、月経痛がある

### 【 子ども 】

言葉でうまく表現できないために、理解されづらく勘違いされる場合もありますが、概して下記のような様々な行動や反応を示す場合があります。

- 突然不安になり興奮する
- なんとなくいつもびくびくする
- 頭痛、腹痛、吐き気、めまい、息苦しさ、頻尿等を訴える（身体の病気でなく  
ても起きます。）
- 著しい赤ちゃん返りがある、夜尿・指しゃぶりが始まる
- 表情の動きが少なく、ぼうっとしている
- 集中力がなくなる、上手にしゃべれない
- 家族や友達と関わりたがらない、遊ばなくなる
- 親への反抗、不登校、非行（性非行を含む）が始まる など

※ このような反応は、時間とともに軽くなっていく場合もありますが、日常生活に支障をきたしている場合は、医療機関等に相談することを勧めることも重要です。

## ② 生活上の問題

### ・仕事上の困難

精神的・身体的被害のために、仕事上で小さなミスが増えたり、仕事の能率が落ちたり、職場の同僚との関係がうまくいかなくなることがあります。また、治療のための通院や捜査・裁判手続のためのやむを得ない欠勤などが続くと、周囲に気兼ねをすることになります。

このような状況について職場で理解を得られず、仕事を辞めざるを得ない場合もあります。

### ・不本意な転居など住居の問題

犯罪被害のために、転居をしたり、自宅以外に居住場所が必要になることがあります。その理由は、様々です。

- 自宅が事件現場になり、再被害の恐れが強い（特に犯人が逮捕されていない場合）
- 近隣のうわさなどによる耐え難い精神的な苦痛がある
- 同居する家族から暴力等の被害を受け、安全な場所に避難する必要がある
- 放火により、自宅に居住できなくなる
- 自宅が事件現場になったため、捜査上の要請などにより一時的に自宅を使用できなくなる

### ・経済的な困窮（問題）

直接的被害のほか、犯罪被害により生計維持者を失う場合や犯罪被害による受傷・精神的ショックのため生計維持者の就業が困難になる場合など、収入が途絶え、経済的に困窮することがあります。生計維持者が死亡した場合、相続関係が確定しないため、その銀行口座は凍結されることがあります。そうなると遺族は現金を引き出すことができず、当面のお金の工面に困ることになります。

犯罪被害直後には、警察や病院などに急行するためのタクシー代、亡くなった場合の葬祭費などの当面の出費、治療のための医療費などが発生します。さらに、長期療養や介護が必要な場合には、将来にわたって経済的に負担がかかることもあります。

また、裁判所に出向くたびに交通費や、場合によっては宿泊費がかかるほか、訴訟記録の写しを得るために複写代、弁護士を依頼した場合の費用など、予期しない出費が必要となる場合もあります。

たとえ損害賠償請求に係る民事裁判で勝訴しても、加害者に支払い能力が無い場合には、損害賠償金を受け取ることはできず、何の補償も受けることができないおそれがあります。

### ・家族関係の変化

犯罪被害を受けた本人ばかりではなく、家族もショックを受けて、お互いを支えあうという精神的な余裕を失いがちです。また、家族各人のストレスの感じ方、被害についての捉え方や考え方はそれぞれで、感情の表し方や対処方法も異なるため、家族の中でいさかいが生じたり、家族関係に危機をもたらしたりします。場合によっては、家族崩壊に至ることもあります。

犯罪被害者が子どもで、兄弟姉妹がいる場合には、親が十分な愛情を注ぐ余裕がなくなり、後に兄弟姉妹への影響が出てくる可能性もあります。

### 一犯罪被害者等に現れることが多い精神疾患一

被害後、一時的な精神反応にとどまらず、下記のような疾患をきたす場合があります。

#### ○PTSD

再体験症状（フラッシュバック、悪夢など）や、回避・麻痺症状（事件に関連することを避ける、感情が感じられないなど）、覚醒亢進症状（眠れない、些細なことに過剰に驚くなど）が続く状態となります。

#### ○うつ病

気分がひどく落ち込んだり、何事にも興味を持てなくなったりして苦痛を感じます。

また、疲れやすくなったり、食欲がなくなったり、眠れなくなるなど、日常の生活に支障が現れます

#### ○パニック障害

突然動悸が激しくなり、息苦しくなります。めまいや冷や汗、手足に震えがきて心臓発作を起こしたかのように思い、死ぬのではないかという恐怖に襲われます。このような発作がいつ起こるのかと不安で外出することが困難になります。

### ③周囲の人の言動による傷つき

#### ・近隣や友人、知人の言動

犯罪被害者等は社会的に保護されているといった誤解や、被害者支援に関する情報不足などから、周囲の人たちからの支援を受けられず、社会的に孤立してしまい、さらに困難な状況に追い込まれてしまうことがあります。

支援を受けられないだけでなく、周囲の人たちから中傷や興味本位の質問をされたり、決して金銭を求めて起こす民事裁判ではないのに「お金が欲しいだけ」などという誤った見方をされたりすることもあります。また、「早く元気になって」といった心情に沿わない安い慰めで傷つけられることがあります。

#### ・支援者

日々被害者支援に携わっている機関・団体の対応であっても、事件によって疑心暗鬼になっている犯罪被害者等にとっては、必ずしも納得の行く支援を受けたと感じができるわけではありません。事務的な対応など犯罪被害者等の心情に配慮しない言動、説明不足や不適切な情報提供などにより、精神的に傷ついてしまい、更に人や社会への不信を募らせることになります。

### ④加害者からの更なる被害

多くの犯罪被害者等は、加害者からの報復など危害が加えられるのではないかという不安や恐怖にさいなまれています。

「加害者からの謝罪が全くない」、「加害者に反省の態度がみられない」、「裁判の中で、加害者が責任逃れの主張をする」などの事態に接すると、犯罪被害者等の苦痛はさらに大きくなります。被害者が亡くなっている場合は特に、「加害者が事実と異なることを主張する」こともあります。

このように、加害者やその家族らの不誠実な言動に苦しめられることもあります。

### ⑤検査、裁判に伴う様々な問題（負担）

検査や裁判にあたり、事件について何度も説明せざるを得ないため、その度に事件のことを思い出し、つい思いをします。

検査の過程では特に、事件に関する情報が犯罪被害者等に十分に提供されず、当事者である犯罪被害

者等が捜査から置き去りにされているという感覚を強く抱くことがあります。

さらに、警察や検察における捜査、裁判の傍聴、証言、陳述などのために、時間的・身体的に負担を強いられるほか、刑事裁判では、慣れない法廷の場に身を置く、加害者の弁護人から、「被害者に問題がある」といった主張がされるなどの精神的負担を強いられることもあります。

損害賠償請求に係る民事裁判において、訴訟費用、労力、時間が必要とされるほか、とりわけ弁護士に依頼をしない場合には、加害者と法廷において直接向き合う可能性もあり、そのような場合には心身ともに更なる負担を与えられるのみならず、訴訟に関する知識不足、一人では証拠が十分に得られないなどの多くの困難に直面することもあります。

## 2 捜査、裁判の流れ

### I 一般的な刑事手続の流れ

刑事手続とは、犯人を明らかにして犯罪の事実を確定し、科すべき刑罰を定める手続のことを言い、「検査」⇒「起訴」⇒「裁判」のプロセスをとります。

※ 加害者が少年（20歳未満）の場合には、手続などに違いがあります。

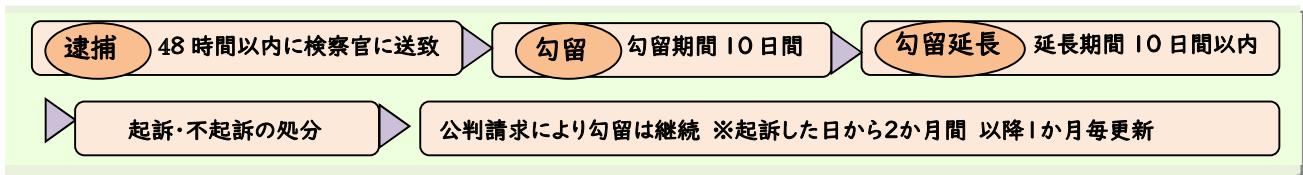
### 2 捜査

検査とは、犯人を発見、確保し、証拠を収集するなどによって、犯罪事実を明らかにすることを言います。検査機関によって犯罪の嫌疑があるとされている者であって、まだ起訴されていない者を法律上「被疑者」と言います。一般に、警察は、逃走や証拠隠滅のおそれがある場合などには、被疑者を逮捕して検査を行い、48時間以内に事件を検察官に送ります。

〔 被疑者の身柄を拘束せずに検査が行われる場合もあります。また、逮捕されても、場合によっては、検察庁に送られる前に被疑者が釈放されることもあります。なお、検察官等が被疑者を逮捕する場合もあります。 〕

これを受けた検察官が、その後も継続して被疑者の身柄を拘束して検査する必要があると認めた場合には、24時間以内に裁判官に対して勾留の請求を行います。裁判官がその請求を認めた場合、被疑者は通常10~20日間勾留されることになります。そして、被疑者が勾留されている間に、検査機関は様々な検査を行います。

#### 《逮捕・勾留の期間》



### 3 起訴

検察官は、警察官から送られた書類や証拠品と検察官自ら犯人を取り調べた結果などを検討し、被疑者を刑事裁判にかけるかどうかの決定を行います。裁判にかける場合を「起訴」、かけない場合を「不起訴」と言います。

〔 起訴処分には、公開の法廷で裁判を開くことを請求する「公判請求」、書面審理だけの裁判を請求する「略式命令請求」などがあります。逮捕され、引き続き勾留されたとしても必ず起訴されるわけではなく、不起訴になることもあります。不起訴になれば、被疑者は釈放されます。 〕

### 4 裁判

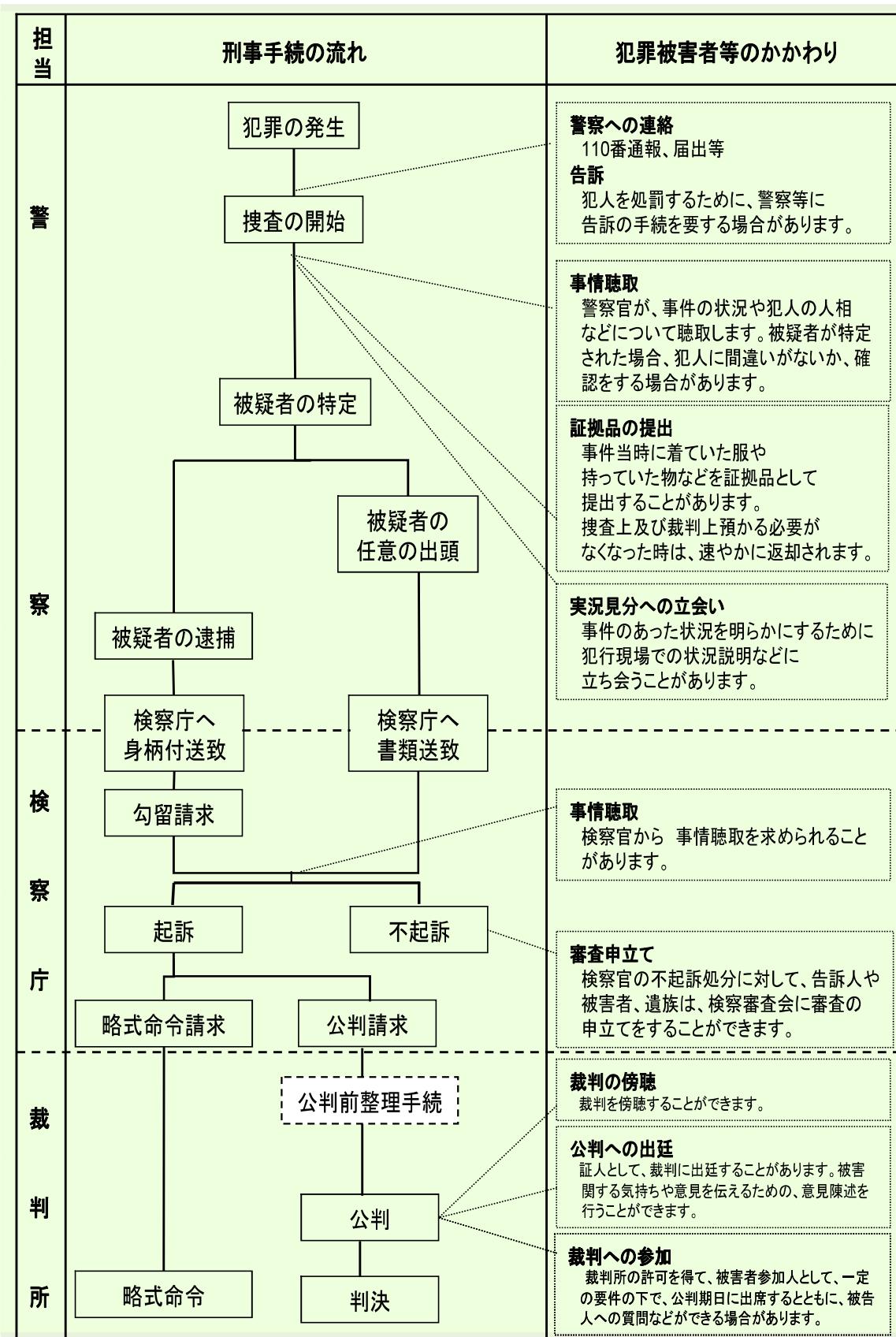
被疑者が起訴され、裁判が開かれる日（公判期日）が決められた後、裁判所で審理が行われ、判決が下されます。刑事事件に関して起訴され、その裁判がまだ確定していない者を「被告人」と言います。検察官や被告人が、判決の内容に不服がある場合には、更に上級の裁判所に訴えることになります。

〔 一定の犯罪については、犯罪被害者等は刑事裁判へ参加し、証人への尋問や被告人への質問などができる場合があります。 〕

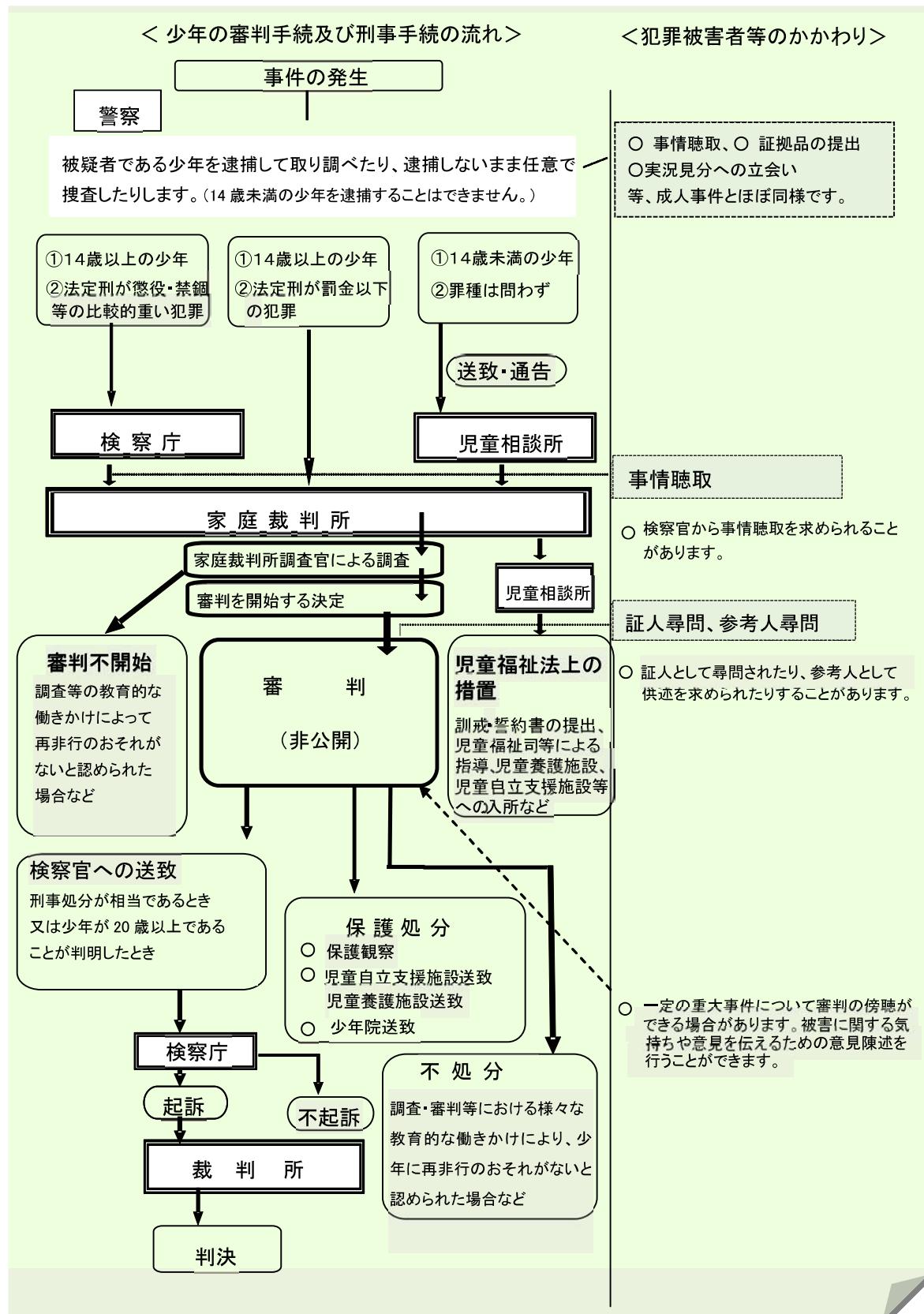
### 5 刑事手続と民事手続

刑事裁判で犯人の有罪が確定しても、刑罰が決まるだけで犯人から賠償金や慰謝料などが支払われるわけではありません。財産的損害、精神的損害の賠償を求める場合は、民事上の損害賠償請求を行う必要があります。なお、一定の犯罪については、刑事裁判所が刑事事件について有罪の言渡しをした後、犯罪被害者等の被告人に対する損害賠償請求について審理・決定することができます。

**参考<一般的な刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>**

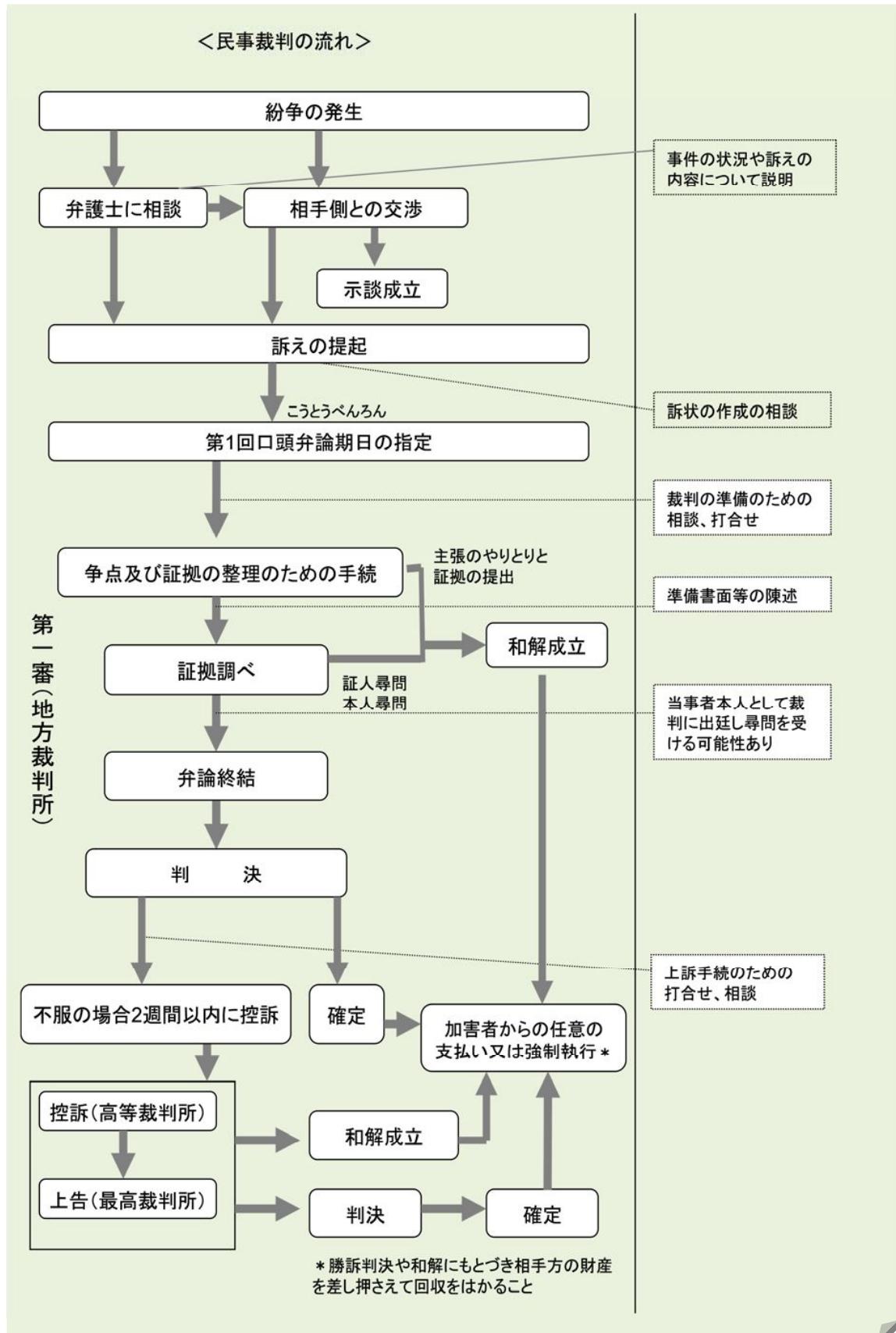


**参考<少年の審判手続及び刑事手続の流れと犯罪被害者等のかかわり>**



※ 18歳、19歳は特定少年と位置付けられ、18歳未満の少年と取扱いが異なることがあります。

**参考<民事裁判の流れと犯罪被害者等のかかわり>**



**参考**<殺人、暴力犯罪等による傷害などの犯罪被害者等の自治体等の手続き関係>

◆ **殺人事件の御遺族に関する手続き関係**

○ 死亡の届出

- ・ 犯罪や事故によって亡くなられた場合やその可能性がある場合は死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。
- ・ その後、医師から「死亡診断書（死体検案書）」（有料。※警察において公費で負担する制度があります。）を受け取り、死亡の日から7日以内に市町に死亡の届出を行い、埋葬許可証の交付を受けます。
- ・ 埋葬許可証がなければ、亡くなられた方を弔うことができません。

○ 各種健康保険・年金の異動届

- ・ 亡くなられた方が医療保険あるいは、年金を受給していた場合は、遺族は犯罪被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

○ 遺産相続等

- ・ 相続税の申告対象となる場合には、10か月以内に申告しなければなりません。

○ 遺族基礎年金等

- ・ 年金に加入されている方などが死亡したときは、遺族に支給されます。

※ 犯罪被害者等給付金（遺族給付金）等

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対する「犯罪被害者等給付金」の制度や、市町における犯罪被害者等への「遺族見舞金」の支給制度、公益財団法人犯罪被害救援基金等の制度があります。

◆ **暴力犯罪等により傷害を負った被害者に関する手続き関係**

○ 捜査のための診断書等

- ・ 傷害等の被害に遭った方は、警察への届出後、身体犯の事件捜査又は立証のため診断書が必要となります。

○ 障がいが残るなどした場合

- ・ 身体障害者手帳の申請等

身体に障害が残るなどした場合は、本人方は保護者の市町への申請で手帳が発行されます。

医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

○ 特別障害者手当、障害基礎年金等の手続き

- ・ 市町等において各種手当や年金等の手続きを行う必要があります。

※ 犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）等

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や障がいが残った被害者に対する「犯罪被害者等給付金」の制度や、市町における犯罪被害者等への「傷害見舞金」等の支給制度があります。

加害者が暴力団等である場合

加害者が暴力団等である場合は、組織的背景を持っていることから組織的な対応をとる必要があります。必ず、警察や「佐賀県暴力追放運動推進センター」に相談してください。

**参考<犯罪被害者等への報道機関の過剰な取材・報道>**

**犯罪被害者等への報道機関の過剰な取材・報道**に対しては、犯罪被害者等の要望を踏まえ、二次的被害防止を図るよう考慮し、報道機関に対して、理解ある対応を求めます。

○ 取材への対応

マスコミへの取材の自粛要請や通夜・告別式等での取材に対する対応について警察や弁護士等を通じて申し入れをすることができます。

○ 異議申立て

マスコミの過剰な取材により人権侵害を受けたと感じられることもあります。

テレビ、ラジオの人権侵害に対しては、

「放送倫理・番組向上機構(BPO)」

(連絡先:電話番号:03-5212-7333、FAX:03-5212-7330)

に、雑誌の人権侵害に対しては、

「雑誌人権ボックス(日本雑誌協会)」(FAX:03-3291-1220)

に異議申立てをすることができます。

(連絡先)

佐賀県弁護士会、法テラス佐賀